

(手数料の種類及び金額)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

<p>(50) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（次号及び第52号並びに別表第9及び別表第10において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）</p>	<p>別表第9のとおり</p>	
<p>(51) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）</p>	<p>別表第10のとおり</p>	
<p>(52) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額</p>

別表第9（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表、別表第11、別表第17及び別表第19において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表及び次表において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 床面積の合計が200㎡未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が200㎡以上のもの</p> <p>(2) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表及び次表において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 床面積の合計が200㎡未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が200㎡以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>
<p>2 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長</p>		<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又</p>

<p>屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>イ 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第3号又は第4号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては第1号又は第2号及び第3号又は第4号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>225,000円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）</p> <p>277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）</p> <p>86,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）</p> <p>108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）</p> <p>67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）</p> <p>114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）</p>
---	---	--

(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）

別表第10（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの</p> <p>イ 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上のもの</p> <p>(2) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの</p> <p>イ 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p> <p>19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p> <p>9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p> <p>10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p>
<p>2 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計</p>	<p>1件</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第3号又は第4号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては第1号又は第2号及び第3号又は第4号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>225,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）</p>

<p>(以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300㎡未満のもの</p>		
<p>イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	1件	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
<p>(2) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>		
<p>ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p>	1件	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
<p>イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	1件	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
<p>(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p>		
<p>ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p>	1件	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
<p>イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	1件	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
<p>(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p>		
<p>ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</p>	1件	32,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
<p>イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	1件	57,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)